

積算基準	土木
現場中間検査	不要
工場等派遣中間検査	不要
樹木保険加入	不要

工 事 設 計 書

事業年度	令和 7年度			
設計年月	令和 年 月			
予算科目	款	項	目	節
工事場所	京都市伏見区淀木津町他 地内			
路線名又は河川名等				
工事名	河川維持補修（その2）工事（淀水路他）			
工 期	契約日の翌日から令和 8年 3月13日まで			
事業課（所）名	伏見土木みどり事務所	単 価 使 用 年 月	令和 年 月	
工事番号		歩 掛 適 用 年 月	令和 年 月	
変更回数		基 準 適 用 年 月	令和 年 月	
主 工 種		単 価 地 区		
前 払 金 支 出		調 整 区 分		

京都市 建設局

チェック欄	

工 事 概 要

工事箇所				箇所	2
堤防除草工	m2	3,900	伐木除根工	m2	20
路面清掃工	m2	2,848	掘削工	m3	380
塵芥処理工	千m2	6.8			

施 工 理 由

本工事は、普通河川淀水路他において、除草、清掃、堆積土砂の撤去等を行い、河川の流水機能を確保するものである。	
--	--

		設計額		請負額	
		金額	増減額	金額	増減額
工	事	前回	円	前回	円
		今回		今回	
内	工 事 価 格	前回	円	前回	円
		今回		今回	
訳	消費税相当額	前回	円	前回	円
		今回		今回	
支	給 品 費	前回	円	前回	円
		今回		今回	

積算参考資料（間接費補正一覧）

単価使用年月	2025年7月	
歩掛適用年月	2025年7月	
基準適用年月	2025年7月	
単価地区	2601: I 地区	
調整区分	単独工事	
共通仮設費（率計上）		
主たる工種	01:河川工事	
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）－3	1.2
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.02
現場管理費		
施工地域等補正	市街地（DID補正）（1）－3	1.1
I C T 施工補正	補正なし	1.0
週休2日補正	4週8休以上(通期)	1.03
一般管理費		
前払金支出割合による補正	補正を行わない	1.00
財団法人等による補正	補正を行わない	1.00
契約保証に係る補正率	金銭的保証	0.04%

見積参考資料

積算で採用した見積等の単価は下表のとおりです。

※見積等項目名が空欄の場合、細別のすべてを含む単価を示しています。見積等項目名を記載している場合は、細別のうち見積を採用した部分の単価を示しています。

[illegible]

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修（その2）工事（淀水路他）				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川維持		式	1				
除草工		式	1				
堤防除草工		式	1				
堤防除草(複合) (肩掛式)	肩掛式, 飛散防止措置有り, 梱包無し, 積込・荷卸(ダンプトラック2t積)	m2	3,400				
堤防除草(複合) (人力)	人力, 梱包無し, 積込・荷卸(ダンプトラック2t積)	m2	500				
運搬(堤防除草) (1工区) (設計運搬距離 L=3.4km)	ダンプトラック2t積, 梱包無し	千m2	2.6				
運搬(堤防除草) (2工区) (設計運搬距離 L=3.8km)	ダンプトラック2t積, 梱包無し	千m2	1.4				
除草処分 (1工区)	刈草	t	1.7				
除草処分 (2工区)	刈草	t	0.9				
堤防養生工		式	1				
伐木除根工		式	1				
伐木・伐竹(複合) (1工区、高水敷) (除根無し、人力施行)	樹木・竹の区分 樹木密集度及び施工区分:伐木(人力施工:密)	m2	20				
伐木伐竹運搬 (1工区、高水敷) (設計運搬距離 L=5.2km)	ダンプトラック2t積	m3	20				

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修（その2）工事（淀水路他）				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川維持	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
処分費 （1工区、高水敷伐木）	伐木	t	1.2				
清掃工		式	1				
路面清掃工		式	1				
路面清掃（歩道等・人力） （1工区、高水敷清掃）	施工場所・塵埃量:歩道(草の処理)普通	m2	2,848				
土砂等運搬 （1工区、高水敷清掃） （設計運搬距離 L=11.9km）	土質：土砂(岩塊・玉石混り土含む), 施工数量:現場制約あり	m3	3				
運搬（堤防除草） （1工区、高水敷清掃） （設計運搬距離 L=3.4km）	ダンプトラック2t積, 梱包無し	千m2	0.3				
残土等処分 （1工区、高水敷清掃）	堆積土砂(比重1.3t/m3)	m3	3				
除草処分 （1工区、高水敷清掃）	刈草	t	0.2				
塵芥処理工		式	1				
散在塵芥処理	収集・集積・積込みのみ	千m2	6.8				
散在塵芥処理 （1工区） （設計運搬距離 L=6.6km）	運搬(ダンプトラック持込)	千m2	5.4				
散在塵芥処理 （2工区） （設計運搬距離 L=5.3km）	運搬(ダンプトラック持込)	千m2	1.4				
河川修繕		式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修（その２）工事（淀水路他）					事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川修繕	
工事区分・工種・種別・細別		規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
河川土工			式	1				
掘削工 （1工区）			式	1				
掘削		土質：土砂，施工方法：上記以外（小規模），施工数量：小規模（標準以外）	m3	380				
土砂等運搬 （設計運搬距離 L=11.9km）		土質：土砂（岩塊・玉石混り土含む）	m3	380				ダンプトラック2t積
残土処理工			式	1				
試料採取 （土壌調査） （1工区）			箇所	5				
試料持込 （土壌調査） （1工区）		持込距離 16.0km	試料	1				
残土等処分		堆積土砂（比重1.3t/m3）	m3	380				
仮設工			式	1				
交通管理工			式	1				
交通誘導警備員		交通誘導警備員B，昼間	人日	29				
直接工事費			式	1				
共通仮設			式	1				

設計内訳書（本01）

工事名	河川維持補修（その2）工事（淀水路他）				事業区分 工事区分	河川維持・修繕 河川修繕	
工事区分・工種・種別・細別	規格	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
共通仮設費		式	1				
技術管理費		式	1				
土質等試験費	溶出試験28項目	式	1				内 1号
土質等試験費	含有量試験9項目	式	1				内 2号
共通仮設費（率計上）		式	1				
純工事費		式	1				
現場管理費		式	1				
工事原価		式	1				
一般管理費等		式	1				
工事価格		式	1				
消費税額及び地方消費税額		式	1				
工事費計		式	1				

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 1号	土質等試験費	溶出試験28項目					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
土壌調査費(環境基準28項目) 土砂条例調査 溶出液・前処理費込		検体	1				
合計							

一式当り内訳書

単価使用年月	
歩掛適用年月	
労務調整係数	

内 2号	土質等試験費	含有量試験9項目					
名称・規格	条件	単位	数量	単価	金額	数量・金額増減	摘要
土質等試験費(一式入力)		式	1				
合計							

特記仕様書（個別工事編）

工事名 河川維持補修（その２）工事（淀水路他）
工事場所 京都市伏見区淀木津町他 地内

1 一般事項

第1条（適用）

本工事の施工に当たっては、「設計図書」によるほか、土木請負工事必携（以下「請負工事必携」という。）（令和6年8月）」及び「特記仕様書（全工事共通編）（令和6年8月）」によらなければならない。

なお、本工事施工現場には、必ず請負工事必携、特記仕様書（全工事共通編）及び本特記仕様書を常備しなければならない。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」⇒「監督・検査」⇒「工事（土木、舗装、樹木等）の仕様書、様式等」参照

請負工事必携・特記仕様書（全工事共通編）

<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000292439.html>

第2条（受注者希望方式による「月単位の週休2日」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局週休2日工事」の対象（受注者希望方式による「月単位の週休2日」）であり、「京都市建設局週休2日工事実施要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000322908.html>）に基づいて実施する。ただし、「通期の週休2日」は必須である。
- 2 受注者は、契約後すみやかに、「月単位の週休2日」の実施を希望するか否かを、発注者と協議し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。また、施工計画書の作成に当たっては、「月単位の週休2日」の実施内容を反映させること。
- 3 「月単位の週休2日」を達成した場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。
- 4 受注者は、本市が週休2日の推進を目的に受注者に対して実施する「京都市建設局週休2日工事」に関するアンケート調査やヒアリング調査に、随時協力しなければならない。
- 5 工事標示板に「京都市建設局週休2日工事」（4週8休以上であることを明記すること。）である旨を明示すること（様式不問）。

第3条（受注者希望方式による「建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の実施）

- 1 本工事は「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事」の対象（ただし、受注者希望方式）であり、「京都市建設局建設キャリアアップシステム活用モデル工事試行要領」
<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000338803.html>）に基づいて実施する。
- 2 受注者は、契約後速やかに、建設キャリアアップシステムの活用を希望するか否かを、発注者へ通知し、その内容を工事打合せ簿に記録すること。
- 3 建設キャリアアップシステムの履行状況を確認できた場合は、工事成績評価の審査項目「創意工夫」において、加点対象となる。

第4条（前払金）

前払金は、請負代金の40%以内とし、中間前払金は、同様に20%以内とする。なお、前払金保証（中間前払金保証を含む。）について、電子証書の提出を可能とする。

※ 京都市入札情報館ホームページ「契約保証及び前払金保証に係る保証証書の電子化への対応について」参照（<https://www2.city.kyoto.lg.jp/rizai/chodo/info/pdf/2023/shoushodenshika.pdf>）

2 現場条件に関する事項

第1条（現場条件）

本工事の施工に当たっては、下記の現場条件等を留意すること。

- 1 工区の施工については、公園と隣接しているため、公園利用者の安全を考慮した上で、カワヅサクラの開花する2月中旬までに工事を完了するよう施工計画を立てること。また、地元の愛護団体と十分協力しながら施工すること。
- 2 除草した刈草は、速やかに運搬車両に積み込み、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設に持ち込み処分すること。現地に存置させることは、風で飛散するなど苦情の原因となるため、原則認めない。作業時期、作業順序は監督職員と協議を行い、監督職員の指示に従うこと。除草の出来形確認については、共通仕様書に基づき行うこととする。除草処分量については1.7t（1工区）及び0.9t（2工区）を見込んでいるが、これにより難しい場合は協議により設計変更の対象とする。
- 3 伐木の処分量は1.2tを見込んでいるが、これにより難しい場合は協議により設計変更の対象とする。
- 4 路面清掃では、自然石舗装の目地等の汚れについて高圧水等による洗浄もするものとする。路面清掃に伴う除草処分量については0.2tを見込んでいるが、これにより難しい場合は協議により設計変更の対象とする。
- 5 散在塵芥処理とは、本工事施工範囲において、ゴミ、空き缶、コンクリート殻、流木等の収集、搬出及び処分を行うものであり、集積物の処分については、監督職員の指示する場所（京都市伏見区三栖四丁目）に搬入することとし、処分費については計上しない。設計運搬距離は6.6km（1工区）、5.3km（2工区）とする。なお、監督職員の指示により、塵芥の処分地等に変更が生じる場合はその指示に従うこと。

第2条（施工時間）

施工は昼間とし、標準的な作業時間帯は、8時～17時とする。ただし、所轄警察署等と協議の結果、施工時間に変更が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

また、休日（土曜日・日曜日・祝日）の作業については、原則行わないものとする。ただし、やむをえず作業を行う場合は、あらかじめ監督職員の承諾を得なければならない。

なお、施工時間帯等は平日と同様とすることとし、事前に地元住民・関係機関へ周知を徹底すること。

第3条（交通誘導警備員）

- 1 交通誘導警備員については、下表のとおり計上しているが、道路管理者及び所轄警察署等の打合せの結果、又は条件変更等に伴い員数に増減が生じた場合は、設計図書に関して監督職員と協議するものとし、設計変更の対象とする。

配置場所	交通誘導警備員 (1日当たりの編成人数)	編成	昼間・夜間・ 24時間の別	交替要員の有無
工事起終点他	1名	交通誘導警備員B 1名	昼間	無

3 監督職員の確認に関する事項

第1条（受注者の臨場）

監督職員が行う段階確認においては、主任技術者（又は監理技術者、或いは監理技術者補佐）又は現場代理人、若しくは、予め監督職員の承諾を得た者が臨場のうえ、確認を受けなければならない。

第2条（段階確認）

受注者は、共通仕様書（3-1-1-4）の「表3-1-1 段階確認一覧表」に示す各種別、「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目及び次表の工種・種別等の施工段階において、監督職員が臨場のうえ段階確認を受けるものとする。また、あらかじめ施工計画書に確認内容を記載すること。

ただし、監督職員による確認が机上となる場合、受注者は、施工状況、出来形、品質、不可視部分等の判別ができる施工管理記録（出来形成果表、設計図面との対比図、品質管理記録簿等）と写真等の資料を監督職員に提出し、その確認を受けなければならない。

なお、受注者は監督職員の確認を得ずに、当該工種以降の作業を実施してはならない。

監督職員の指定に基づき実施する段階確認（「品質管理基準及び規格値」による段階確認項目含む）
（「共通仕様書（3-1-1-4）」の「表3-1-1 段階確認一覧表」に基づき実施する段階確認以外）

工種-種別等	細 別	確 認 項 目
堤防除草工	堤防除草	各回の除草完了後

4 建設副産物に関する事項

第1条（建設副産物の適正処理）

1 建設廃棄物が発生する場合の対応

本工事の施工により発生する建設廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の許可を受けた施設へ搬出するものとする。

なお、下表は積算上の条件明示であることから施設を指定するものではなく、監督職員の承諾を得て搬出先の変更を行うことができるが、原則として設計変更の対象としない。

また、産業廃棄物が発生する場合は「京都市産業廃棄物の不適正な処理の防止等に関する条例」（最終改正平成23年4月1日）及び「京都市産業廃棄物不適正処理対策要綱」（最終改正平成16年4月1日実施）を遵守すること。

特に、マニフェストを発行して産業廃棄物が適正に処理されたことを確認すること。このとき、受注者が排出業者であることとして保管の義務のあるA、B2、D、E票については、その原本を監督職員へ提示すること。

<産業廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
堆積土砂 (汚泥)(1工区)	(指定地処分) 株式会社 HIRAYAMA 京都市伏見区深草神明講谷町 29 番地	設計運搬距離 L = 11.9km

上表において、「堆積土砂」としている受入場所は、建設発生土の搬出開始前に土壌調査を実施し、以下の資料を監督職員に提出すること。

- (1) 土壌分析結果証明書（計量法第122条第1項の規定により登録された計量士のうち、濃度に係る計量士が発行した土壌の分析結果を証する書類（測定方法を明示したもの））
- (2) (1)の試料を採取した地点を示す図面及び当該地点の写真

<一般廃棄物>

建設副産物	受入場所	備 考
建設発生木材 (刈草)(1工区)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路八反田 29 番地	設計運搬距離 L = 3.4km
建設発生木材 (刈草)(2工区)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路八反田 29 番地	設計運搬距離 L = 3.8km
建設発生木材 (伐木)(1工区)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第7条第6項の許可を受けた施設 京都市伏見区横大路千両松町 45-1-2	設計運搬距離 L = 5.2km

第2条（特定建設資材の分別解体等及び再資源化等）

- (1) 本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律((最終改定令和7年6月1日)以下

「建設リサイクル法」という。)に基づき、特定建設資材の分別解体等及び再資源化等の実施について適正な措置を講ずることとする。

なお、本工事における特定建設資材の分別解体等及び再資源化等については、以下の積算条件を設定しているが、工事請負契約書「6 解体工事に要する費用等」に定める事項は、契約締結時に発注者と受注者の間で確認されるものであるため、発注者が積算上明示した以下の事項と別の方法であった場合でも設計変更の対象としない。ただし、工事発注後に明らかになった事情により、予定した条件により難しい場合は、監督職員と協議するものとする。

① 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作業内容	分別解体等の方法
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☒ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☒ 手作業・機械作業の併用
	③基礎工(杭基礎等)	基礎工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他()	その他の工事 ☐ 有 ☒ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

② 再資源化施設等の所在地

特定建設資材廃棄物の処理施設については、「前項 建設副産物の適正処理について」において示したとおりとする。

(2) 受注者は、特定建設資材の分別解体等及び再生資源化等が完了したときは、建設リサイクル法第18条に基づき、以下の事項を別に定める18条様式に記載し、監督職員に報告すること。

- ・再資源化等が完了した年月日
- ・再資源化等をした施設の名称及び所在地
- ・再資源化等に要した費用

なお、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を提出した場合、18条に基づく報告を省略することができるものとする。

5 その他事項

第1条（検査工事書類の提出）

完成検査の受験に向けた出来形図書については、工期末の一ヶ月前までに提出すること。また、完成検査に必要な工事書類については、工期末の2週間前までに提出すること。

第2条（情報共有システムの利用）

- 1 本工事は、情報共有システム（以下「システム」という。）の利用対象とする。システムを利用しない場合は、監督員から承諾を得るものとする。

システムの利用に当たっては、「京都市建設局情報共有システム活用ガイドライン（令和6年3月）（※）」（以下「ガイドライン」という。）を遵守するものとし、ガイドラインの内容を十分に確認したうえで事前協議を行うこと。

- 2 利用するシステムは、ガイドラインで定める要件を満たすシステムの中から、受注者が選定すること。
- 3 システムの利用に係る費用は共通仮設費率分に含まれており、システム提供者との契約や利用に係る手続等は受注者が行うものとする。
- 4 システムで発議・提出・受理などの処理を行った工事帳票は、「京都市建設局電子納品実施要領」（以下「要領」という。）に基づき作成された仕様の電子データで出力し納品すること。

なお、要領は適宜改正されることから、適宜、京都市情報館を確認すること。

※ 京都市情報館「トップページ」⇒「まちづくり」⇒「技術管理」参照
(<https://www.city.kyoto.lg.jp/kensetu/page/0000280681.html>)

第3条（受注者希望型における遠隔臨場の実施）

本工事は受注者の希望により遠隔臨場を行うものとする。

1 目的

本工事は、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）及び「建設現場における遠隔臨場に関する監督・検査実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い実施するものとする。

2 実施内容

（1）「段階確認」、「材料確認」及び「立会」の実施

ア 受注者が動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）により撮影する映像と音声を監督職員へWeb会議システム等を使用し、双方向の通信により会話しながら確認する。実施内容については、受発注者間の協議により決定するものとする。

イ 遠隔臨場に使用する動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の資機材は受注者が準備するものとする。ウェアラブルカメラ等の資機材は、使用製品を限定するものではなく、一般的なAndroidやi-Phone等のモバイル端末を使用することも可能である。ただし、監督職員が使用するパソコン等の機器・ネットワーク環境に適合する資機材を使用するものとし、資機材の選定に当たっては監督職員から承諾を得ること。

なお、動画撮影用のカメラ（ウェアラブルカメラ等）の使用は、「段階確認」、「材料確認」及び「立会」だけではなく、現場不一致、事故などの報告時等でも活用効果が期待されることから、

受注者の創意工夫等、自発的に実施する行為を妨げるものではない。

(2) 効果の検証

遠隔臨場を通じた効果の検証及び課題の抽出に関するアンケート調査を実施する場合は、調査に協力するものとする。詳細は、監督職員の指示による。

(3) 費用

遠隔臨場の実施に掛かる費用については、積上げ計上していないが、「建設現場の遠隔臨場に関する実施要領（案）」（令和5年3月）の内容に従い、遠隔臨場の実施に要する費用を設計変更の対象とする。

なお、遠隔臨場の実施方法については、施工計画書提出までの協議において提案するものとする。また、受注者はその費用について見積書を提出するものとする。

(4) 成績評定

遠隔臨場を実施した工事の成績評定は、考査項目「創意工夫」において、1点の加点とする。

第4条（施工管理）

- 1 本工事の引渡し完了までの間、現場代理人は、昼夜を問わず常時連絡が取れる体制をとること。
- 2 週間工程表等の工事の進捗に係る資料を作成し、前週木曜日の午後5時までに監督職員に提出すること。その様式については、受注者により定め、監督職員の承諾を得るものとする。
また、関係機関（所轄の消防署、まち美化事務所等）に週間工程表の提出が求められた場合には、監督職員に提出した週間工程表の写しを受注者において、関係機関に提出すること。
- 3 工事施工範囲付近にある民家・会社・営業店舗・施設・通行車両・自転車・歩行者等については、工事施工時間及び日時について連絡を密にして、営業等に支障が起こらないように十分に配慮して作業を行うこと。また、建設機械等使用時において、騒音・振動には十分注意して施工すること。
- 4 施工上でのトラブルが生じた場合には、受注者の責任において処理し、監督職員に報告すること。
また、地域住民及び営業車両等からの苦情・要望等に対しては、速やかに監督職員に報告し、その指示に従うこと。
- 5 通行規制の方法や時間等について、地域の交通状況及び周辺の商業施設に支障をきたさないように関係者と工事調整を十分に図ること。また、保安施設等を十分完備し、必要に応じて交通誘導員の配置方法等を監督職員と十分協議して、通行者並びに付近住民等に危害や迷惑を及ぼすことのないように、万全の処置を講じなければならない。
- 6 通行規制の解除を行う際は、道路利用者の混乱や交通事故が発生しないよう、通行の支障になる資機材及び工事看板の撤去等の後片付けを行うこととする。
- 7 工事に従事する全ての工事関係者に工事の方法・通行規制・安全管理等の教育を行い、監督職員及び受注者の意思を疎通させること。
- 8 受注者は、施工に際して工事現場内またはその隣接敷地若しくは付近道路において、工作物または人畜に与えた損害や、民有又は官有の施設を破損した場合は、受注者の費用負担で原状に復旧しなければならない。また、資材・機器材、土砂などの搬入、搬出その他により道路を汚損した場合は、受注者の責任において監督職員の指示に従い補修・清掃を行うこと。
- 9 本工事作業中及び作業終了後は工事現場に関する点検を行い、異常がある場合にはただちに監督職員に連絡するとともに速やかに応急措置を行うこと。また、雨天、積雪時についても異常がないか巡

回・点検を行い安全確保に努めること。

- 10 受注者は、土木工事施工管理基準及び写真管理基準に定められていない工種または項目については、監督職員と協議の上、施工管理、写真管理を行うものとする。
- 11 受注者は、過積載防止についての具体的内容を施工計画書に記載するものとする。また、過積載防止の具体的な取組内容が分かる記録を監督職員に提出すること。
- 12 道路境界杭及び道路境界プレート等を一時撤去する場合もしくは撤去した場合は、道路区域明示図に基づき、座標により管理し、監督職員の指示にしたがって復元すること。また、隣接土地所有者と立会いのうえ撤去し、復元設置すること。また、撤去、復元設置作業の写真は、必ず測定尺を使用し、撮影すること。
- 13 本工事施工区域内の既設京都市建設局測量基準点で、一時撤去が必要になった時は、「京都市建設局測量標管理要項」により、本市指名競争入札参加有資格者名簿による測量業者に移転もしくは原状回復させなければならない。
- 14 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで提出することができる。
なお、様式については監督職員の指示によるものとする。
- 15 仕様書および本特記仕様書に反して工事を施工した場合、改善またはやりなおしを命ずるが、そのときは、速やかにその指示にしたがうこと。
- 16 本工事使用の建設機械は日々回送を行い、原則、施工区域内及び周辺に存置してはならない。ただし、監督職員の承諾を得た場合はこの限りではない。
- 17 ゴミ収集作業及びし尿汲み取り作業に協力し、付近住民に迷惑をかけないこと。
- 18 掘削土量について、河川内の土量堆積状況は今後の降雨等により変化することが予想されるため、数量が設計と異なる場合には、監督職員に報告し、確認を受けること。数量に増減が生じる場合には、設計変更の対象とする。堆積土砂の処分については、比重 1.3t/m³ で換算している。実際の施工時には比重を確認することとし、比重が小さくなる場合は設計変更の対象とする。
- 19 堆積土砂の処分については、土壌調査（土壌汚染対策法及び土壌環境基準の分析項目（溶出試験 28 項目・含有量試験 9 項目））を見込んでいる。
- 20 1 工区の施工は、本河川下流にある排水機場が作動して、水位が低下した日に行うものとし、その日時は監督職員の指示に従うこと。
- 21 その他については、監督職員の指示に従うこと。

箇所図

河川維持補修（その2）工事（淀水路他）

